

# セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

薬局、薬店、ドラッグストア  
従業員様向け参考資料



日本一般用医薬品連合会

# < 目次 >

1. どのような税制なのか？  
参考資料(1種類)
2. 創設の目的は？
3. 一定の取組とは？
4. 特定成分を含んだ  
OTC医薬品とは？
5. 89成分とは？
6. 申告対象となる人は？
7. 施行日・1年間の期間は  
いつですか？
8. 対象のOTC医薬品は  
どこでわかるのか？(①)
9. 対象のOTC医薬品は  
どこでわかるのか？(②)
10. 一定の取組の証明書は？
11. いくら税金が戻ってくるの？
12. 確定申告はどのように  
すればいいの？
13. 医療費控除と、どちらを  
選べばいいの？
14. お客様にお伝えすることは？  
参考資料(2種類)
15. ご留意いただきたいこと

# 1. どのような税制なのか？

- ✓ 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、
- ✓ 健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(P. 6参照)を行う個人が、
- ✓ 2017年1月1日～2022年12月31日迄の間に、
- ✓ 自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定成分を含んだOTC医薬品(P.7参照)の購入の対価を支払った場合において、
- ✓ その年中に支払った対価額の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額(上限:8万8千円)について、
- ✓ その年分の総所得金額等から控除する新税制です。

# 1. どのような税制なのか？

セルフメディケーション（自主服薬）推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）の創設  
 （所得税、個人住民税）

## 1. 大綱の概要

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、**健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29（2017）年1月1日から令和3（2021）年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合**において、その年中に支払ったその対価の額の合計額が**1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（その金額が8万8千円を超える場合には、8万8千円）**について、その年分の**総所得金額等から控除する。**

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品  
 （類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができない。

※セルフメディケーションは、世界保健機関(WHO)において、「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」と定義されている。

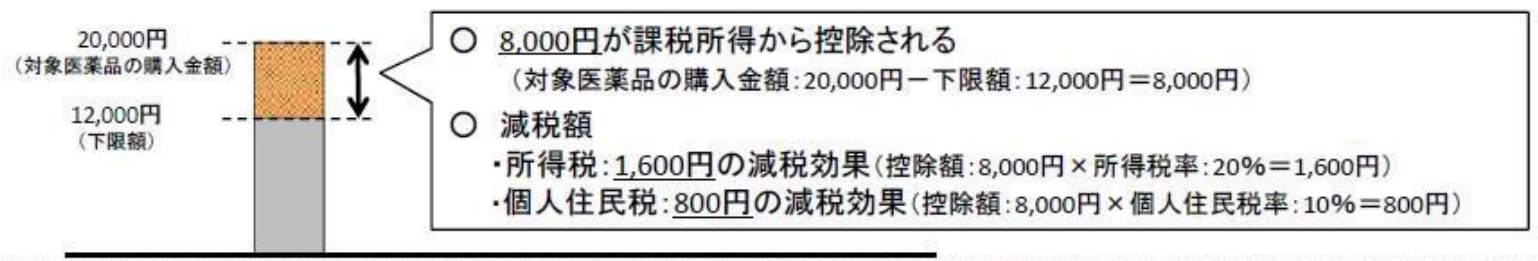
## 2. 制度の内容

### ■対象となる医薬品（医療用から転用された医薬品：スイッチOTC医薬品）について

- スイッチOTC医薬品の成分数：88（令和3年1月4日時点）
  - － 対象となる医薬品の薬効の例：かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・関節痛の貼付薬
- （注）上記薬効の医薬品の全てが対象となるわけではない

### 本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合（生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む）



## 2. 創設の目的は？

- ✓ セルフメディケーションを自発的に取り組む環境整備を行うため。
- ✓ 適切な健康管理の下で医療用医薬品との代替性が高い特定成分を含んだOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）の使用推進を図るため。
- ✓ 健康の維持増進および疾病の予防の為に一定の取組を行っている申告者が、従来の医療費控除との選択適用を可能にするため。

### 3. 一定の取組とは？

✓申告者が申告対象の1年間(1～12月)に以下のいずれかを受けます。

- ・特定健康診査(メタボ健診)または特定保健指導
- ・予防接種(定期接種、インフルエンザの予防接種)
- ・勤務先で実施する定期健康診断(事業主健診)
- ・保険者(健康保険組合、市区町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- ・市町村が健康増進事業として実施するがん検診
- ・市区町村が健康増進事業として実施する健康診査(生活保護受給者等を対象とする健康診査)

## 4. 特定成分を含んだOTC医薬品とは？

- ✓ 医療用医薬品から転用された**89成分**(※1)を含むOTC医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品)です。

※1: 2021年6月23日現在、P.8参照

※1: いわゆるダイレクトOTCは本制度の対象ではありません。

- ✓ 厚生労働省ホームページ(※2)に対象となるOTC医薬品の品目名が掲載されています。

※2: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html#h2\\_free2](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html#h2_free2)

- ✓ 2021年9月27日現在: **2,505品目**。

# 5. 89成分とは？

1	アシクロビル	31	ジクロフェナク	61	フェキソフェナジン
2	アシタザノラスト	32	シメチジン	62	フェルビナク
3	L-アスパラギン酸カルシウム	33	ジメモルファン	63	ブチルスコポラミン
4	アゼラスチン	34	スルコナゾール	64	フッ化ナトリウム(洗口液に限る。)
5	アモロルフィン	35	精製ヒアルロン酸ナトリウム	65	ブテナフィン
6	アルミノプロフェン	36	セチリジン	66	プラノプロフェン
7	アンブロキシール	37	セトラキサート	67	フラボキサート
8	イコサペント酸エチル	38	ソイステロール	68	フルチカゾンプロピオン酸エステル
9	イソコナゾール	39	ソファルコン	69	フルニソリド
10	イソチペンジル(歯痛・歯槽膿漏薬に限る。)	40	チオコナゾール	70	プレドニゾン吉草酸エステル
11	イブプロフェン	41	チキジウム	71	プロピペリン
12	イブプロフェンピコノール	42	チメピジウム	72	ブロムヘキシン
13	インドメタシン	43	テプレノン	73	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
14	ウフェナマート	44	テルビナフィン	74	ベタメタゾン吉草酸エステル
15	エキサラミド	45	トラニラスト	75	ヘプロニカート
16	エコナゾール	46	トリアムシノロンアセトニド	76	ベポタスチン
17	エバスチン	47	トリメブチン	77	ペミロラストカリウム
18	エピナスチン	48	トルシクラート	78	ポリエチレンスルホン酸
19	エプラジノン	49	トロキシピド	79	ポリエンホスファチジルコリン
20	エメダスチン	50	ニコチン	80	ミコナゾール
21	オキシコナゾール	51	ニザチジン	81	メキタジン
22	オキシメタゾリン	52	ネチコナゾール	82	メコバラミン
23	オキセサゼイン	53	ピコスルファート	83	ユビデカレノン
24	カルボシステイン	54	ビソキサチン酢酸エステル	84	ラニチジン
25	クロトリマゾール(腔カンジダ治療薬に限る。)	55	ビダラビン	85	ラノコナゾール
26	クロモグリク酸	56	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	86	ロキサチジン酢酸エステル
27	ケトチフェン	57	ビホナゾール	87	ロキソプロフェン
28	ケトプロフェン	58	ピレンゼピン	88	ロペラミド
29	ゲファルナート	59	ピロキシカム	89	ロラタジン
30	シクロピロクスオラミン	60	ファモチジン		



## 6. 申告対象となる人は？

以下の3つの事項の全てに該当する人です。

- ✓ 所得税、住民税を納めている。
- ✓ 1年間(1～12月)に健康の維持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(詳細はP.6参照)を行っている。
- ✓ 1年間(1～12月)で、対象となるOTC医薬品を12,000円を超えて購入している(扶養家族分を合算)。

## 7. 施行日・1年間の期間はいつですか？

- ✓ 施行日：2017年1月1日です。
- ✓ 申告予定者は、1月1日～12月31日の1年間で、対象となるOTC医薬品の購入合計金額をレシート(領収書)で確認することになります。
- ✓ 同様に1月1日～12月31日の1年間に、健康の維持増進および疾病の予防への取組(P.6を参照)を受けているか否かを確認することになります。

## 8. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？ (①)

- ✓ 製造メーカーにて、対象となるOTC医薬品のパッケージに右上の識別マークを印刷またはシールにて貼付しています。(右上の識別マークは、登録商標です。)
- ✓ 多くの対象製品が右上のマーク付きに置き換えられています。
  - ・ 本マーク表示に法的義務は無く、生産の都合等の理由から表示されていない対象製品もあります。
  - ・ POP、プライスカード等にて対象製品である旨の案内にご協力願います。

# 9. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？ (②)

✓ 対象製品を販売時、レシート(領収書)に以下を明記しています。

- ・ ①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日 の明記が必須。
- ・ 上記の「③当該商品が税制対象である旨の明示」について、キャッシュレジスターが発行するレシートでの対応例：

ケース1. 商品名の前にマーク(例：★(マークは各社で自由に設定))を付すとともに、当該マークが付いている商品が、セルフメディケーション税制対象商品である旨(★印はセルフメディケーション税制対象商品)をレシートに記載。

ケース2. 対象商品のみ合計額を分けて記載。

# 9. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？(②)

## 【参考】明細出力されるレジシステムの場合

### ケース1: 購入品がまとめて印字される場合

- ・対象商品の欄には★印を印字する。
- ・別欄に、★印は税制対象品目である旨を明示する。

▲●■ドラッグ  
④  
小伝馬町店 TEL: 03-5823-\*\*\*\*  
東京都千代田区岩本町1-8-\*\*

■ 領収書 ■  
⑤  
2019年10月1日(火) 14時57分

00008	カブメソリンオモイ	¥108軽
00015	★コキクマスリA ①	② ¥880
00027	ビハケショウスイクバ	¥869
00003	バンドソフムコグマカ	¥275
00042	★カセグスリ80 ①	② ¥792
00005	JFSMIカミドメー50mL	¥495

小計 6点 ¥3,419  
合計 ¥3,419  
(内消費税等 ¥309)  
(10%対象 ¥3,311)  
(8%対象 ¥108)  
現金 ¥10,019  
お釣 ¥6,600

★印はセルフメディケーション税制対象商品です ③  
軽印は軽減税率対象商品です

▲●■ドラッグ  
④  
小伝馬町店 TEL: 03-5823-\*\*\*\*  
東京都千代田区岩本町1-8-\*\*

■ 領収書 ■  
⑤  
2019年10月1日(火) 14時57分

00015	★コキクマスリA ①	② ¥880
00042	★カセグスリ80 ①	② ¥792

小計 2点 ¥1,672  
(内消費税等 ¥152)  
(10%対象 ¥1,672)  
(8%対象 ¥0)

★印はセルフメディケーション税制対象商品です ③

■ 領収書 ■  
⑤  
2019年10月1日(火) 14時57分

00008	カブメソリンオモイ	¥108軽
00027	ビハケショウスイクバ	¥869
00003	バンドソフムコグマカ	¥275
00005	JFSMIカミドメー50mL	¥495

小計 4点 ¥1,747  
(内消費税等 ¥157)  
(10%対象 ¥1,639)  
(8%対象 ¥108)

合計 ¥3,419  
現金 ¥10,019  
お釣 ¥6,600

軽印は軽減税率対象商品です

### ケース2: 購入品が分けて印字される場合

- ・税制対象品目のみまとめて印字する。
- ・同じ欄内に、税制対象品目である旨を明示する。

- ①商品名
- ②金額
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

# 9. 対象のOTC医薬品はどこで わかるのか？(②)

【参考】 ケース3:手書きの領収書を発行する場合  
・①～⑤を記入する。

領 収 証		健康太郎 様		No. 01260084
		2019年 10月 1日		
		② ¥1,672-		
但し、下記セルフメディケーション税制対象商品購入代として③ 上記正に領収いたしました。				
収 入 印 紙	商品名	●◆抗菌目薬1点、◆◆かぜ薬1点①		
	株式会社 ▲●■薬局④	東京都千代田区岩本町1丁目8番**号 TEL:03-5823-****		

- ①商品名(控除対象商品の)
- ②購入金額(税込)
- ③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨
- ④販売店名
- ⑤購入日

注意: 税制対象品目の  
領収書を、1品目単位に  
発行いただく必要はあり  
ません。

# 10. 一定の取組の証明書は？

- ✓ 一定の取組を実施したことがわかる「領収書」や「結果通知表」の提出が必要です。
- ✓ 証明書類には、①氏名、②一定の取組を行った年、③医療保険者、事業者若しくは市町村の名称又は医療機関若しくは医師の氏名 の記載が必要です。
- ✓ 「結果通知表」はコピー提出が可能であり、健診結果部分は不要のため、可能な限り、黒塗りや切り取りを行って下さい。
- ✓ 「領収書」は自宅で保存。明細書の提出が必要です。

# 11. いくら税金が戻ってくるの？

✓ 例：一定の取組を行った所得税率20%の申告者が、対象製品を年間5万円購入した場合、

・所得税(国税)分：

$$(5万円 - 1万2,000円) \times 20\% = \underline{7,600円}$$

・翌年度の住民税(地方税)分：

$$(5万円 - 1万2,000円) \times \\ \text{個人住民税率} 10\% = \underline{3,800円}$$

・減税額：所得税＋住民税＝11,400円

11,400円が減税(戻ってくる)金額になります。

✓ 注意：1万2,000円を超えた金額が減税額(戻ってくる金額)になるわけではありません(実際の減税額等は、他の所得及び所得控除の金額等により異なります)。



# 12. 確定申告はどのようにすればいいの？

- ✓ 確定申告をしたことがない方も多いと思いますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」などを利用して、ご自宅のパソコン等で申告書を作成することができます。
- ✓ **2017年**の確定申告から適用です。  
確定申告の一般的な提出時期は、2月16日から3月15日までです。
- ✓ 従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を**同時に利用することはできません**。
  - どちらの制度を適用するかは、申告者自身で選択することになります。

# 13. 医療費控除と、どちらを選べばいいの？

- ✓ セルフメディケーション税制の対象商品購入費用以外の1年間の自己負担医療費額が、8万8千円未満の場合は、セルフメディケーション税制の選択をお勧めします。

セルフメディケーション税制対象商品を  
1年間で1万2千円以上購入した。

いいえ

セルフメディケーション税制の  
下限額を超えていません。  
(所得控除を受けられません)

はい

医療費控除対象の自己負担医療費  
(セルフメディケーション税制対象商品購入費用を除く)  
が8万8千円より少ない。

いいえ

従来の医療費控除を  
お勧めします。  
(治療用途のOTCであれば  
その購入費用も医療費控除に  
合算できます)

はい

## セルフメディケーション税制の選択をお勧めします

「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」のどちらがおトクか、下記サイトでカンタンに計算できます

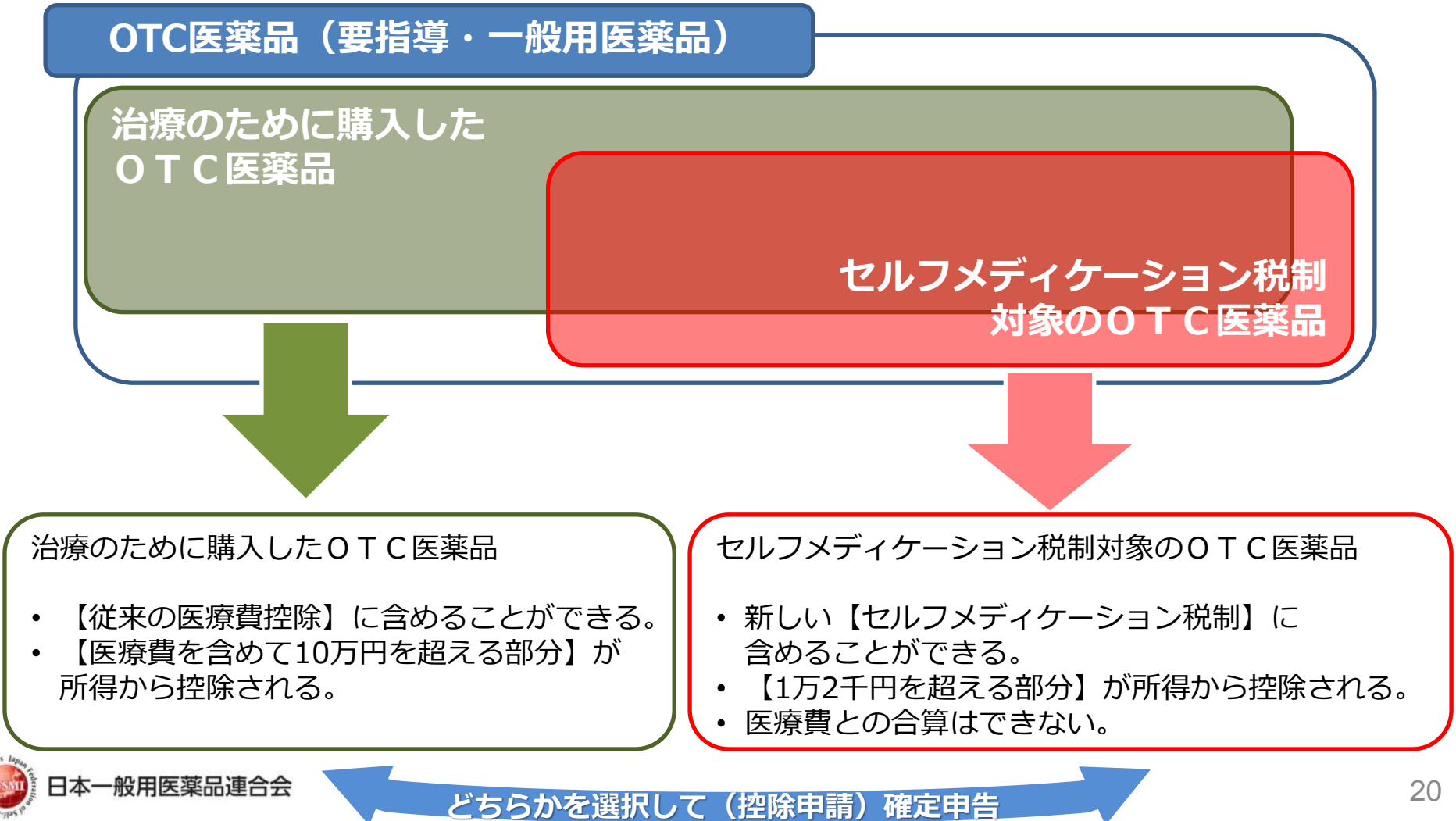
<https://www.jfsmi.jp/lp/tax/>

## 14. お客様にお伝えすることは？

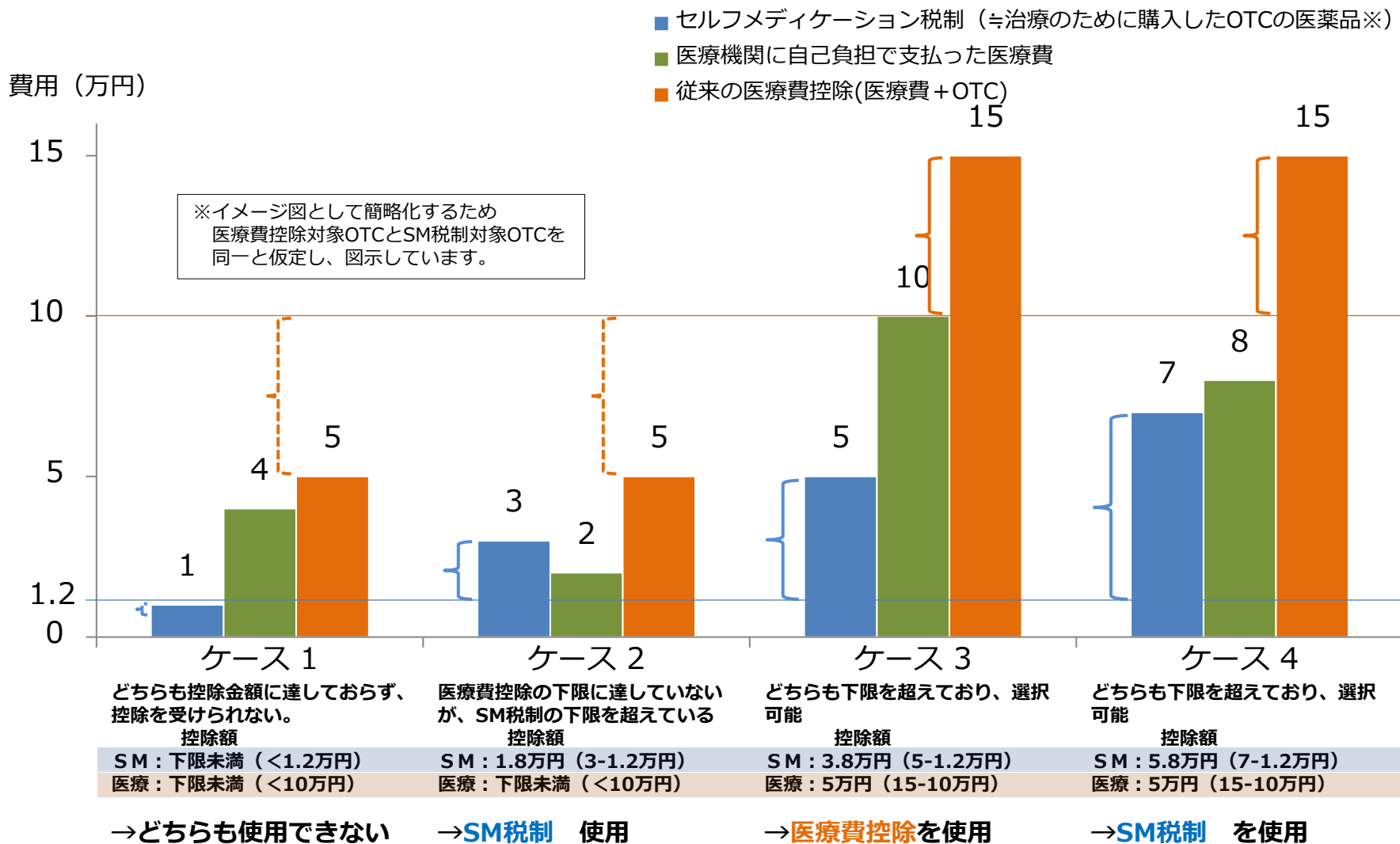
- ✓ 従来の医療費控除制度でも、治療のために購入したOTC医薬品の購入代金は、自己負担した医療費に含めることができます。
- ✓ OTC医薬品購入時のレシート（領収書）は保管いただくようお願いいたします。

# 【参考】

## 従来の医療費控除と セルフメディケーション税制の関係(概略)



# 【参考】従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の関係(概略)



どちらも控除金額に達しておらず、控除を受けられない。    医療費控除の下限に達していないが、SM税制の下限を超えている    どちらも下限を超えており、選択可能    どちらも下限を超えており、選択可能

控除額

SM : 下限未満 (<1.2万円)	SM : 1.8万円 (3-1.2万円)	SM : 3.8万円 (5-1.2万円)	SM : 5.8万円 (7-1.2万円)
医療 : 下限未満 (<10万円)	医療 : 下限未満 (<10万円)	医療 : 5万円 (15-10万円)	医療 : 5万円 (15-10万円)

# 15. ご留意いただきたいこと

- ✓ セルフメディケーション税制の対象となるOTC医薬品であれば、製品パッケージに識別マークが無くとも対象となります。(識別マークの有無は、関係ありません。)
- ✓ したがって、パッケージに識別マークの無い対象製品であっても、通常通り販売いただきますようお願いいたします。

以上